

保険料の計算方法（平成 29 年度）

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割} \\ \hline \text{【1人当たりの額】} \\ \hline 49,809 \text{ 円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割【被保険者本人の所得に応じた額】} \\ \hline \text{(所得 - 33 万円) } \times 10.51\% \\ \hline \text{(所得 = 平成 28 年中)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{1 年間の保険料} \\ \hline \text{【限度額 57 万円】} \\ \hline \text{(100 円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array}$$

平成 29 年度の保険料額は、7 月に個別にお知らせします。

国民健康保険および後期高齢者医療制度の高額療養費の見直し



高額療養費の自己負担限度額が改正されます

高額療養費の自己負担限度額が、平成 29 年 8 月から次のとおり見直しされます。国民健康保険については、前期高齢者（70 歳以上）の方が対象です。
※ 70 歳未満の方は変更ありません

区 分		1 か月の自己負担限度額（※ 1）	
		平成 29 年 7 月まで	平成 29 年 8 月から
現役並み所得者	外来（個人単位）	44,400 円	57,600 円
	外来＋入院（世帯単位）	(医療費総額 - 26 万 7,000 円) × 0.01 + 80,100 円（※ 2）	(医療費総額 - 26 万 7,000 円) × 0.01 + 80,100 円（※ 2）
一 般	外来（個人単位）	12,000 円	14,000 円（※ 3）
	外来＋入院（世帯単位）	44,400 円	57,600 円（※ 4）
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	外来（個人単位）	8,000 円
		外来＋入院（世帯単位）	24,600 円
	区分Ⅰ	外来（個人単位）	8,000 円
		外来＋入院（世帯単位）	15,000 円

区分Ⅰ：世帯全員が住民税非課税であり、次のいずれかに該当される方に適用されます。

- ・世帯全員の所得が 0 円の方
- ・老齢福祉年金を受給している方

区分Ⅱ：世帯全員が住民税非課税で「区分Ⅰ」に該当しない方に適用されます。

- ※ 1 月の途中で 75 歳の誕生日を迎えることにより加入する方（障害認定で加入する方は除く）は、加入した月の自己負担限度額が 1/2 に調整されます。
- ※ 2 多数該当（過去 12 か月に 3 回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当し、4 回目以降の支給に該当）の場合の自己負担限度額は 44,400 円です。
- ※ 3 1 年間（8 月 1 日から翌年 7 月 31 日まで）の外来の自己負担額合計の限度額が 144,000 円となります。
- ※ 4 一般区分においても多数該当（※ 2）が設定されます。

後期高齢者医療制度のお知らせ

保険料軽減の見直し

均等割 2 割・5 割軽減の範囲が拡大されました

保険料均等割軽減のうち、2 割・5 割軽減に係る所得判定基準が拡大されました。該当する方の保険料が下がります。

平成 28 年度まで	
軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5 割軽減	33 万円 + (26 万 5,000 円 × 世帯の被保険者数)
2 割軽減	33 万円 + (48 万円 × 世帯の被保険者数)



平成 29 年度から	
軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5 割軽減	33 万円 + (27 万円 × 世帯の被保険者数)
2 割軽減	33 万円 + (49 万円 × 世帯の被保険者数)

所得割の軽減割合が縮小されました

保険料所得割軽減の割合が縮小されるため、一定の所得のある方の保険料が高くなります。

所得から 33 万円を引いた額が 58 万円以下の方			
年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
軽減割合	5 割軽減	2 割軽減	軽減なし

被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が縮小されました

後期高齢者医療制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が縮小されるため、保険料が高くなります。

	被用者保険の被扶養者だった方			
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度から
所得割	かかりません			
均等割	9 割軽減	7 割軽減	5 割軽減	資格取得後 2 年を経過する月までの間に限り、5 割軽減

※所得の状況により、均等割の軽減割合 9 割、または 8.5 割に該当することがあります。